

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるとき） 第十五条の六 法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 当該宅地又は建物について、当該宅地建物取引業者が買主となる売買契約その他の契約であつて当該宅地又は建物の所有権を当該宅地建物取引業者が指定する者（当該宅地建物取引業者を含む場合に限る。）に移転することを約するものを締結しているとき。</p>	<p>（法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるとき） 第十五条の六 法第三十三条の二第一号の国土交通省令で定めるときは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p>